

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下は、当センターの平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）における各勘定の業務の実績について記載しています。

【一般勘定】

(1) 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

国立大学法人等の財産管理に資するための情報収集及び情報提供を図るとともに、専門家による法律相談を実施しました。

【実績】

相談等の 内容区分	土地建物の 処分関係	土地建物の 維持・管理関係	その他	合計
相談 件数	12 (0)	3 (2)	11 (4)	26 (6)

※（ ）は法律相談で内数

(2) 寄附金の受入れ及び配分

国立大学法人等に配分を行うべき寄附金については、受入れはありませんでした。

なお、本事業については、『『独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案(平成18年12月15日文部科学省)』に基づき、平成21年3月をもって、廃止しました。

(3) 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

① 大学の財務・経営に関する調査研究活動

ア 国内の歴史的経緯に関する研究

「講座研究費」及び「校費」の概念と根拠、並びに校費の下位概念（「学生経費」、「教官研究費」等）の実態と積算校費単価の比較を行い、公立大学に対する地方交付税財源措置に関する研究成果とともに、平成22年5月30日に日本高等教育学会第13回大会で発表を実施しました。

イ 海外との国際比較研究

欧米の政府予算制度と内部資金配分制度に関する情報収集を継続しており、過年度の情報と総合して、当センター研究部から日本の高等教育機関への示唆を抽出する作業を実施しています。

ウ 国内におけるデータ収集と分析

平成20年12月から平成21年2月にかけて、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、詳細な分析結果を平成22年5月30日に日本高等教育学会第13回大会において発表を行いました。その後、既存の分析内容を深めるとともに、追加の分析結果を加えて、平成22年9月に最終報告書（研究報告第12号）を刊行し、全国の国立大学法人等に配布しました。（配布数：516冊）。また、同時に国

内の国立大学における教育研究経費の実態調査を実施し、10月末時点で財務データの収集を終了し、実際の経費の算出と分析をし、さらに、研究論文データベース（Web of Science）から学術論文等の刊行物実績を把握し、投下された研究費との相関分析を実施しました。

② 国立大学附属病院の経営状況調査

国立大学附属病院を取り巻く財政的な環境が非常に厳しい状況を踏まえ、特に当センターの主要な業務である施設費貸付事業に関連して、平成21年9月から国立大学附属病院の経営実態の正確な把握・分析のため、各大学等の収集分析しているデータの整理、経営管理及び財務管理システムの運用状況、大学病院としての特殊性等の経営への影響等について調査研究を開始しています。

具体的には、各大学がより効率的、効果的に病院経営を実践できるよう、以下の3点からなる国立大学病院財務管理指標の提案に向けて調査研究を進めています。

ア ユニットコストの推定・比較

平成22年度から数大学を対象として試行しています。

イ 大学における財務構造とユニットコストの比較

大学間の差異の要因を分析し、各大学が自らの財務構造を見直すためのテンプレート（計算モデル）の作成に向けて検討を進めています。

ウ 財務計画テンプレートの作成

当センター融資部門と連携しつつ、各大学が自ら長期的な財政計画を構築するためのテンプレートの検討を進めています。

③ 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

- ・米国・サンフランシスコで開催された米国大学経営管理者協会（NACUBO）の年次総会に参加し、同国の研究者及び実務担当者との意見交流・研究交流を通じて情報収集を進めました。
- ・米国テネシー州において、州内の高等教育機関に対する経常予算額を算出する算式（フォーミュラ）に、大学の業績を反映させる大きな改革があり、その経緯、趣旨、内容、既存の業績ファンディングとの関係を詳細に確認するため、日本において特別講演会と研究会を実施しました。
- ・海外5名（米国・英国・フランス・韓国・OECD）、国内5名の講師を招聘し、国際シンポジウムを開催しました。また、その成果については報告書にまとめて刊行しました。
- ・平成20年度から平成21年度に実施した大学の設置形態に関する国際比較研究プロジェクト（海外7カ国と日本のガバナンス比較）について、その研究成果の深化等を図り、平成22年9月に研究報告第12号及び第13号として刊行し、全国の国立大学等に配布しました。
- ・北欧諸国の動向に関する研究活動については、フィンランド・ヘルシンキ大学から講師4名を招聘し、セミナーを東京で開催しました。

④ 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

『平成22年度版国立大学の財務』の刊行のため、平成21年度の各国立大学法人の決算データを収集し、データの加工整理・分析を実施しました。また、平成21年度の各国立大学法人の予算・収支・資金計画等についても、データを収集し、上記の決算と予算との関係性についての調査・分析を併せて実施しました。

⑤ IMHE事業等への参加

- ・当センターの現研究部長は、OECD-IMHE（高等教育機関マネージメント）事業の運営委員会（Board）メンバーであり、事務局とも常に密接な協力関係にあることから、日常的にIMHEの活動状況を確認しながら、日本国内における研究活動の進展を図りました。

- ・平成19年度に米国高等教育管理者協会(SHEEO)と共同で実施した米国州政府から州立大学への予算配分方法に関する調査結果について、その後、政策科学的視点から考察した結果を論文にまとめ、米国教育研究学会(AERA)年次総会で発表しました。
- ・カナダ・バンクーバーのブリティッシュ・コロンビア大学で開催された第7回高等教育改革国際ワークショップにおいて、当センター研究部が日本を代表して発表を行うとともに、各国研究者との研究交流を図りました。
- ・外国人研究員(客員准教授)として、デンマークのオーフス大学准教授を招聘して、日本の国立大学法人における科学技術研究とその財源措置を国際的視点から検討し、デンマークの科学技術政策との比較研究を実施しました。
- ・英国のオックスフォード大学で開催された『日本・イギリス・ヨーロッパにおける国家と大学』についての高等教育国際セミナーに出席し、日本の大学改革の現状を報告し、各国参加者と情報交換し、研究交流を図りました。

⑥ 調査研究成果の公開

高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会ならびに研究紀要の刊行等を行いました。

(4) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、次のとおり刊行物などを通してマネージメントに関する情報の提供及び交流を行いました。

- ① 財務・経営に関する調査研究成果の提供(「大学財務経営研究第7号」の刊行・配布)
- ② 「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布
- ③ 「国立大学の財務」(平成22年度版)の刊行・提供
- ④ 「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催
- ⑤ 「国立大F&Mマガジン(メールマガジン)」の発刊

(5) 財務及び経営の改善に関する協力・助言

実務の現場で活躍する各国立大学法人等の部・課長等を、経営相談室の財務経営支援研究会若しくは病院経営支援研究会の調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、国立大学法人等の現場で直面している問題の解決や業務の改善に資するため、先進事例の収集、国立大学法人等の職員自ら企画・実施する勉強会の開催等の活動を展開しました。

『財務経営支援研究会調査・相談員 16名 病院経営支援研究会調査・相談員 8名』

(平成22年度)

【財務経営支援研究会】

① 取組事例の情報提供

各国立大学法人の先進事例等の取組事例を取りまとめ、情報提供することを目的に、実績報告書からの抽出作業を行い、「平成21事業年度国立大学法人財務・経営に関する取組事例」としてウェブサイトに掲載しました。

さらに、その中から3つの事例について調査・相談員による訪問調査を行い、調査結果について取りまとめました。

② アンケート調査の実施

各国立大学法人における今後の業務に資する情報となることを期待し、外部の調査・相談員等の協力のもとアンケート様式等を作成のうえ、大学経営における先進的取り組みに関するアンケート(契約調達関係)を実施しました。これに対して全国立大学法人から回答をいただき、定量的データに加工のうえ、全国立大学法人へ調査結果をフィードバック

しました。

③ 第3回国立大学法人係長クラス勉強会の開催

経営相談事業の一環として、実務面でのリーダーとして、一層の資質向上及び企画力・判断力を備えることを目的とし、国立大学法人等の係長クラスを対象とした勉強会を開催しました。

グループワーク・全体討議といった内容で現場の係長自らがテーマ等を企画・構成し、活発な議論等が行われました。その後、グループワークの討議結果を取りまとめ、ブラッシュアップした上で、当センターのウェブサイトに掲載しました。

・開催日：平成22年10月28日～29日

・参加者数等：国立大学法人、大学共同利用機関法人、(社)国立大学協会(計86名)

④ 第4回国立大学法人若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、国立大学法人等の経営力向上及び継続的な発展を支援することを目的として、国立大学法人等の若手職員を対象とした勉強会を開催しました。

基調講演、分科会・発表等の内容で若手職員自らが、現場職員の目線で企画・構成し、活発な議論等が行われました。その後、分科会等の討議結果を取りまとめ、ブラッシュアップした上で、当センターのウェブサイトに掲載しました。

・開催日：平成22年11月29日～30日

・参加者数等：国立大学法人、大学共同利用機関法人、(社)国立大学協会(計116名)

【病院経営支援研究会】

① 国立大学附属病院における先進的取組事例の情報提供

各国立大学附属病院からそれぞれにおける先進事例等についてご推薦いただき、取りまとめた結果を情報提供しました。さらに、取りまとめた事例の中でも特徴的な取り組みについては、当センターのワーキンググループによる訪問調査を行い、調査結果について取りまとめました。

なお、調査結果については、平成23年3月に各国立大学附属病院に対して、情報提供を行いました。

② 第3回国立大学附属病院若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、モチベーションの向上、スキル向上、人脈ネットワークの構築等、国立大学附属病院の活性化を目的として、国立大学附属病院の若手職員を対象とした勉強会を開催しました。

具体的には、病院事務部長による基調講演、パネルディスカッション・ワークショップ・発表・全体会といった内容で附属病院若手職員自らが企画・構成し、活発な議論等が行われました。

その後、各ワークショップの討議結果を取りまとめ、ブラッシュアップした上で、当センターのウェブサイトに掲載しました。

・開催日：平成22年11月18日～19日

・参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省(計116名)

③ 国立大学附属病院係長クラス勉強会の開催

国立大学附属病院の経営向上及び継続的な発展を支援することを目的として、附属病院係長クラスを対象とした勉強会を開催しました。具体的には、国立大学長及び医学部勤務等の経験を持つ当センター理事長による基調講演、グループワーク、クロス討議、各テーマに沿った発表及び全体会といった内容で病院の係長クラス職員が企画・構成し、活発な

議論が行なわれました。

- ・開催日：平成23年1月20日～21日
- ・参加者数等：国立大学附属病院（計97名）

【経営相談等】

若手職員勉強会（財務経営・病院経営）参加者、契約手法改善ワークショップ（病院経営）参加者、医事ワークショップ参加者によるメーリングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用しました。

（6）大学共同利用施設の管理運営

① 施設の利用促進

ア 広報活動の充実

大学共同利用施設の利用促進については、稼働率の向上を目指し、引き続き会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等におけるパンフレットの配布、メルマガによる周知等のPRに努めたほか、平成22年度は、さらなる大学共同利用施設の利用促進を図り、下記の取組を行いました。

- ・パンフレットのリニューアル
- ・DMの発送等

イ 情報提供サービスの充実

共用会議室予約システムにより、当センターのウェブサイトから24時間、共用会議室の空室状況の確認及び予約申請ができるオンデマンドサービスを提供しています。

ウ 施設利用に伴うサービスの提供

利用者の要望に応じて、会議の下見サービスや会場設営、機器等の貸与サービスを実施しています。

エ 業務の外部委託の促進

平成22年度は引き続き下記について外部委託を実施しています。

- ・予約受付補助業務
- ・利用者サポート業務
- ・会場設営サービス業務
- ・請求補助業務
- ・会議室予約管理システム管理業務

オ その他

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際には、当センターで管理している会議室等の大学共同利用施設を帰宅困難者のために宿泊場所として提供するとともに、ウェブサイトに関連情報を提供しました。さらに、震災に伴う会議室等の大学共同利用施設の予約キャンセル等については、キャンセル料を無料とする措置をとりました。

② 大学共同利用施設の稼働率

平成22年度の平均稼働率は、65.45%（前年度67.43%）でした。前年度比1.98ポイントの減少でしたが、6割以上の稼働率を得たことから、年度計画を達成しました。

③ アンケート調査結果

利用者へのアンケート調査の結果、大学共同利用施設利用者の満足度は100%であり、年度計画に掲げている平成16年度から平成19年度における平均満足度91.58%以上となり、年度計画を達成しました。

なお、アンケート調査の回収率については、28.64%（対前年度24.05%）であり、前年度に引き続き、回収率の向上のための取組として、学術総合センター1階・2階にアンケ

ート箱を設置しているほか、大学共同利用施設利用の際には、必ずアンケート提出にご協力していただくようお願いしました。

④ キャンパス・イノベーションセンターに係る経過措置

キャンパス・イノベーションセンターの施設等については、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学及び大阪大学へ無償で貸付を行いました。

(7) 国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用

平成22年度には、新たに2国立大学法人から利用登録申請があり、平成22年度末における利用登録は、82国立大学法人、4大学共同利用機関法人、(独)国立高等専門学校機構、(社)国立大学協会の計88法人となりました。

【施設整備勘定】

以下は今後、センター債券により調達した資金を経理することとなる当センター施設整備勘定に係る平成22年度における事業の実績について記載しています。

(1) 施設費貸付事業の実績

① 一般概況

平成22年度は、施設費貸付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、33の国立大学法人の74事業に対し、附属病院収入による債務の償還を前提として、当該国立大学法人の附属病院の施設整備等に必要な資金として、38,974百万円の貸付を行いました。

なお、貸付に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づき、貸付条件、償還確実性の審査、資金の貸付の決定等について適正に実施しました。

② 貸付条件

施設費貸付事業の貸付条件は、事業区分別に以下のとおりでした。貸付条件は、当センター一の貸付財源の主要な調達先である財政融資資金からの借入条件とほぼ一致しています。

区 分	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付金利
施設の設置又は整備に必要な資金（施設整備費）	25年	5年	20年	財政融資資金借入金利と同率
設備の設置に必要な資金（病院特別医療機械整備費）	10年	1年	9年	財政融資資金借入金利 +0.2%

③ 担 保

施設費貸付事業に係る資金の貸付に当たっては、償還確実性を確保する観点から、貸付の対象となる施設又はその敷地を担保に徴するとともに、第一順位の抵当権を設定登記することとしています。

このため、平成22年度に貸付を行った33の国立大学法人からは、附属病院に係る土地等を担保として提供を受けています。

④ 貸付実績

平成22年度の貸付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(27法人) (50事業) 38,792	(3法人) (3事業) 184	(27法人) (53事業) 38,796	(27法人) (52事業) 31,071	(5法人) (6事業) 3,715	(21法人) (33事業) 4,190
病院特別医療 機械整備費	(22法人) (24事業) 12,128	—	(22法人) (24事業) 12,128	(21法人) (22事業) 7,903	(8法人) (9事業) 4,030	(13法人) (14事業) 195
合 計	(34法人) (74事業) 50,920	(3法人) (3事業) 184	(34法人) (77事業) 51,104	(33法人) (74事業) 38,974	(12法人) (15事業) 7,745	(26法人) (47事業) 4,385

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

⑤ 調達財源

平成22年度の貸付財源は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	予 算 額			調 達 額			不用額等	
	財政融資資金		債券 発行	財政融資資金		債券 発行	財政融資資金	
	計画額	繰越額		計画額	繰越額		繰越額	不用額
施設整備費	38,792	184	—	30,887	184	—	3,715	4,190
病院特別医 療機械整備費	9,608	—	2,520	5,383	—	2,520	4,030	195
合 計	48,400	184	2,520	36,270	184	2,520	7,745	4,385

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

※ 債券発行額は既発行債券の償還分（2,480百万円）を除いた額です。

⑥ 貸付金の回収状況及び借入金の償還状況

平成22年度の貸付金の回収状況及び財政融資資金への償還状況は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	年度末 債権額	利 子 回収額
財政融資資金	336,439	36,270	184	13,220	359,673	4,673	15,707	384,672	5,141
センター債券	25,000	5,000	—	5,000	25,000	275			
合 計	361,439	41,270	184	18,220	384,673	4,948			

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

※ 国立大学法人からの元金回収額と当センターの財政融資資金への元金償還額の差額は、センター債券償還財源に充当しています。

※ 国立大学法人からの利子回収額と当センターの財政融資資金への利子支払額の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当しています。

※ なお、平成23年3月末において貸倒懸念債権等は存在しません。

(2) 承継債務償還

① 一般概況

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しています。

当該債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行いました。

② 国立大学法人による保証

当センターの承継した債務の償還確実性を確保するため、国立大学法人法附則第12条第3項により、文部科学大臣が定める額を負担することとなった国立大学法人は、当センターの承継した債務を保証しています。

- ③ 承継債務の償還状況
平成22年度の承継債務の償還実績は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末 債務残高	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	利 子 回収額
附属病院整備に係る 債務	1,000,987	558,312	61,435	496,877	14,801	61,435	14,801
附属病院整備以外に 係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	558,312	61,435	496,877	14,801	61,435	14,801

- ※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。
 ※ 承継債務のうち「附属病院整備以外に係る債務」は、平成16年度で全ての償還が終わりました。
 ※ 平成22年度の債権回収については、要回収額61,435百万円に対し、その全額を回収し、回収額については全額を国に償還しました。
 ※ なお、平成23年3月末において貸倒懸念債権等は存在しません。

(3) 施設費交付事業

① 一般概況

平成22年度は施設費交付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、90の国立大学法人等の100事業に対し、施設整備等に必要な資金として、7,090百万円を交付しました。

なお、交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）等に基づき、適正に実施しました。

② 交付財源

ア. 法人設立当初に旧国立学校特別会計から承継した財産

区 分	種類	承継日	承継額
旧国立学校特別会計の積立金	現金	H16. 4. 1	72億円
旧国立学校特別会計の特別施設整備資金	現金	H16. 4. 1	26億円
旧国立学校特別会計の決算剰余金	現金	H16. 7. 1	229億円
旧特定学校財産	土地等	H16. 4. 1	297億円
合 計			624億円(※)

- ※ 当該承継額は、平成16年度において独立行政法人通則法第四十四条第一項本文の規定による整理を行った後、翌事業年度以降の交付事業の財源に充てるため、センター法第15条積立金として計上され、平成22年度末現在、308億円となっています。

イ. 国立大学法人等からの財産処分収入納付金

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一定割合（27頁「※一定割合」をご参照下さい。）を当センターへ納付してもらう仕組みとなっています。平成22年度は、6国立大学法人から130百万円が納付されました。

③ 交付実績

平成22年度の交付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	交付決定額	支払済額	確定額	次年度 確定見込額 (複数年事業)	不用額
営繕事業費	(90法人) (98事業) 5,600	(90法人) (98事業) 5,600	(82法人) (82事業) 3,871	(16法人) (16事業) 1,729	—
不動産購入費	(2法人) (2事業) 1,490	(2法人) (2事業) 1,490	(2法人) (2事業) 1,490	—	—
総 計	(90法人) (100事業) 7,090	(90法人) (100事業) 7,090	(83法人) (84事業) 5,361	(16法人) (16事業) 1,729	—

(4) 旧特定学校財産の管理処分

① 当センターは法人設立当初、施設費交付事業の財源に充てるため、旧国立学校特別会計から、以下の財産を承継しました。

区 分	面積	評価額	状 況
大阪大学医学部等跡地 (大阪市北区中之島)	126㎡	7百万円	平成17年度売却済み
広島大学本部地区跡地 (広島市中区東千田町)	68,334㎡	98億円	平成16年度一部(2万2千㎡)売却済み
東京大学生産技術研究所跡地 (港区六本木)	29,988㎡	199億円	平成19年度から段階的に売却 平成22年度まで約12千㎡売却 済み。未売却の土地は国立新美術館用地として貸付中

② 上記財産の本年度における管理処分状況は以下のとおりです。

ア. 広島大学本部地区跡地の状況

広島大学本部地区跡地（以下「跡地」という。）については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）として、その利用が図られることとされ、その事業予定者が平成19年4月24日に決定されました。当センターは、その跡地の処分について、プロジェクト事業予定者と協議を進めてきましたが、平成20年8月13日に事業予定者の代表会社の民事再生手続きが開始され、同年9月8日に事業予定者から撤退の申し出がなされました。

さらに、次点の事業予定者も協議を行ったが、平成20年12月19日、その事業予定者からも協議中止の申し出がなされました。

このため、広島市及び広島大学において、プロジェクトの事業スキームの再構築の検討がなされ、当センターは、平成21年7月末、広島市に対し土地等の取得期限を延長し、さらに、平成22年3月末までに、あらためて土地等の取得期限を協議することを了解しました。

その後、広島市から、実現性が高くかつ具体的な事業スキーム案が提示されたため、平成22年3月30日に、当センターは土地等の取得期限を平成24年度まで延長することを了解しました。

また、文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成21年度に係る業務の実績に関する評価」において、「広島市や広島大学との密接な協議とともに、当センターとしてのリーダーシップの発揮が求められる」との指摘を受けたことから、当該跡地の処分に向けて、より密接な協議をするため、平成22年度には、当センターが中心となり、当該跡地に係る関係者（広島市、広島大学及び独立行政法人都市再生機構等）と打合せを11回実施しており、早急に処分できるよう努めています。

イ. 東京大学生産技術研究所跡地の状況

東京大学生産技術研究所跡地について、平成19年度より独立行政法人国立美術館に分割購入を前提とした跡地購入のための予算が措置されているところです。

平成22年度は、平成22年4月23日付で独立行政法人国立美術館と当該跡地についてセンター持ち分の売買契約を締結し、5月1日付けで所有権を移転しました。また、未売却のセンター持ち分については、貸付を継続して行いました。

なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持ち分を売却していく予定です。

(5) 損益の状況

施設整備勘定の平成22年度の経常利益は、△3,684百万円となっています。

なお、施設費交付事業に要した経費は、それに見合う収益が無い場合、センター法第15条第5項の積立金を取り崩して充当するという制度設計となっています。このため、仮に費用と収益の差が損失となった場合は、当該損失に相当するセンター法第15条積立金取崩額が計上され、結果的に損益が均衡する仕組みとなっています。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成22年度
経常費用	29,683
経常収益	25,999
経常利益	△ 3,684
当期純利益	△ 3,684
当期総利益	-

(6) 財産状態

施設整備勘定の平成22年度末の資産は、914,140百万円となっています。このうち496,877百万円は承継債務負担金債権であり、これは、国立大学法人法附則第12条第1項により、当センターが国立大学法人に対し有している債権です。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成22年度
資産の部	914,140
負債の部	883,388
純資産の部	30,752
負債純資産合計	914,140

2. 対処すべき課題

当センターは、中期目標・中期計画により、全ての業務の確実な実施が求められています。(当センターの中期目標・中期計画は285頁「第6 法人の参考情報」に掲載しています。)さらに施設費貸付事業及び施設費交付事業については、以下のような課題があります。

(1) 国立大学等の施設整備

法人化後の国立大学等の施設整備の仕組みは、国からの施設整備費補助金を基本とし、それを補完するものとして当センターからの施設費貸付金(附属病院等の整備を対象)及び施

設費交付金があります。

第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）においては、大学が、高度化、多様化する教育研究活動に対応し、優れた人材を惹き付けるとともに、国際競争力の強化、産学連携の推進、地域貢献、さらには国際化を推進するためには、十分な機能を持つ質の高い施設や設備を整備する必要があるとされています。

当センターにおいては、国と一体となって国の施設整備計画に従い施設費貸付事業及び施設費交付事業を行うことにより、国立大学等の施設と設備の整備や高度化、安定的な運用確保に向けた取組を促進しています。

（2）大学附属病院再開発整備

国立大学の附属病院は現在、42国立大学法人に45病院が設置されており、我が国における医療水準の最先端に位置し、また、地域における医療体制の中核として、住民等への医療供給の中心的役割を果たしています。

国立大学の附属病院の施設整備は、国立大学の法人化前から、財政融資資金からの借入金を財源として行われてきました。法人化後においては、当センターが施設費貸付事業として、従来同様、財政融資資金から一括して資金を借り入れるとともに、センター債券の発行を行い、それらの資金を財源として、各国立大学等へ貸し付けることとしています。

国立大学の附属病院は、医療機器の増大、医療制度・社会の変化に伴う患者ニーズの多様化により施設が狭隘となっており、また、昭和30～40年代に建設されたものが多いために老朽化や機能劣化が著しく、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応が困難な状況となってきました。

このため、国は将来の大学附属病院の在り方や教育・研究・診療の活性化状況を踏まえ、21世紀にふさわしい高度先進医療を行うことのできる病院として再生するよう、既存施設の点検・評価を行った上で、病院全体の再開発計画を立案し、これに基づき着実な整備を進めています。

当センターにおいては、国と一体となって、国の施設整備計画に従い、着実に施設費貸付事業を行っていくことが求められています。

(参考)

国立大学附属病院一覽

	大学名	区 分		大学名	区 分
1	北海道大学	大学病院	22	滋賀医科大学	医学部附属病院
2	旭川医科大学	病院	23	京都大学	医学部附属病院
3	弘前大学	医学部附属病院	24	大阪大学	医学部附属病院
4	東北大学	大学病院			歯学部附属病院
5	秋田大学	医学部附属病院	25	神戸大学	医学部附属病院
6	山形大学	医学部附属病院	26	鳥取大学	医学部附属病院
7	筑波大学	大学附属病院	27	島根大学	医学部附属病院
8	群馬大学	医学部附属病院	28	岡山大学	大学病院
9	千葉大学	医学部附属病院	29	広島大学	大学病院
10	東京大学	医学部附属病院	30	山口大学	医学部附属病院
		研究所附属病院	31	徳島大学	大学病院
11	東京医科歯科大学	医学部附属病院	32	香川大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院	33	愛媛大学	医学部附属病院
12	新潟大学	医歯学総合病院	34	高知大学	医学部附属病院
13	富山大学	大学附属病院	35	九州大学	大学病院
14	金沢大学	大学附属病院	36	佐賀大学	医学部附属病院
15	福井大学	医学部附属病院	37	長崎大学	大学病院
16	山梨大学	医学部附属病院	38	熊本大学	医学部附属病院
17	信州大学	医学部附属病院	39	大分大学	医学部附属病院
18	岐阜大学	医学部附属病院	40	宮崎大学	医学部附属病院
19	浜松医科大学	医学部附属病院	41	鹿児島大学	大学病院
20	名古屋大学	医学部附属病院	42	琉球大学	医学部附属病院
21	三重大学	医学部附属病院			

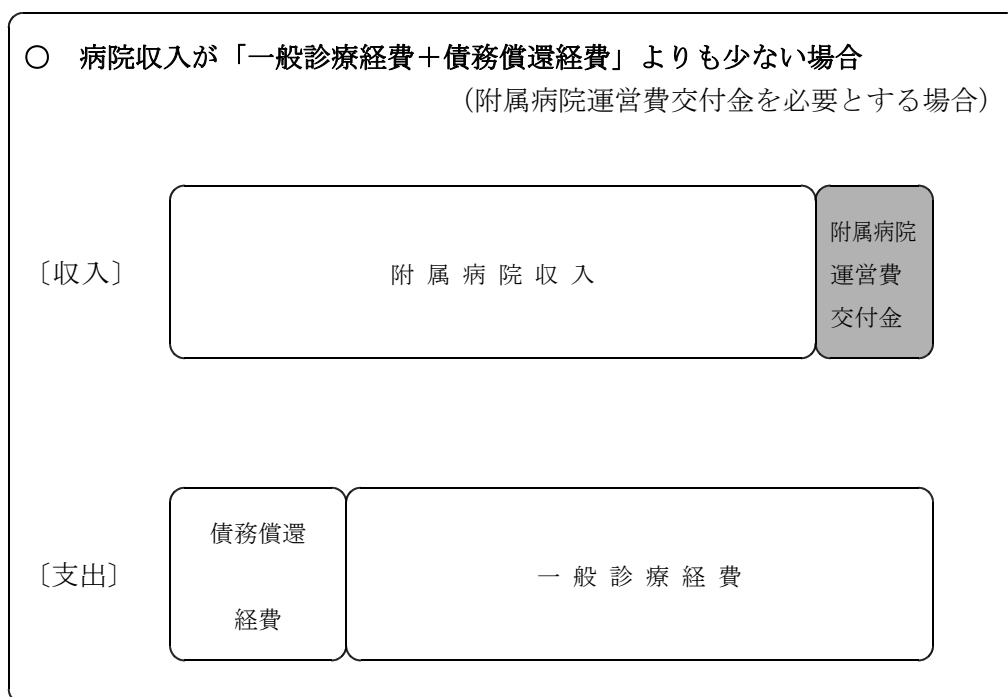
(参考)

当センターの施設費貸付事業の貸付先であり、かつ、国からの承継債務の負担者でもある国立大学法人の附属病院に対して、第2中期目標期間中は、国から以下のような算定ルールにより運営費交付金が措置されています。

附属病院の運営費交付金について

「一般診療経費＋債務償還経費」は、原則「病院収入」で対応しています。但し、病院収入だけでは対応できない場合には、病院の診療機能に支障を来さないように「附属病院運営費交付金」が措置されています。

- 病院収入が「一般診療経費＋債務償還経費」よりも少ない場合
(附属病院運営費交付金を必要とする場合)



【注】

- ・第1期中期目標期間中は附属病院運営費交付金を受ける附属病院については、経営の効率化を求めることとして、17年度以降『経営改善係数2%』が課されていましたが、第2期中期目標期間は『経営改善係数2%』が撤廃されています。

3. 事業等のリスク

ここでは、当センターの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、特に記載のない限り、当該事項は当センターが判断したものです。

(1) 国の政策及び外部評価制度に伴うリスク

当センターは、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資することを目的とする国の政策を実現するための機関であり、特に国立大学等の施設の整備に関しては、国と一体となって、国が定める施設整備計画に従い事業を推進しています。このため、国の政策の変更が当センターの業務、業績に影響を与える可能性があります。

また、独立行政法人制度では、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等について有識者で構成される評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

○ 独立行政法人整理合理化計画について

平成19年12月24日に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画（以下「整理合理化計画」といいます。）」において、当センターは同じ文部科学省所管の独立行政法人である大学評価・学位授与機構と統合することとされましたが、平成21年12月25日に閣議決定した「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、「整理合理化計画」に定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討することとされています。

なお、参考までに「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日付）に関しては、内閣府（http://www.cao.go.jp/sasshin/091225_doppou.pdf）において公表されています。

(参考) 独立行政法人大学評価・学位授与機構とは

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいいます。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする法人です。

なお、経常費用のほとんどは運営費交付金で賄われ、収支は均衡しています。

○ 行政刷新会議における事業仕分けの結果を受けて（平成24年2月3日現在）

- 平成22年4月28日に実施された行政刷新会議における事業仕分けの評価結果で国立大学財務・経営センターの施設費貸付事業については、「当該事業は廃止、ファイナンスに関し、各大学の自立化を促進」との評価結果を受けました。しかしながら、当該結果を踏まえ国民から意見募集を行った結果、仕分け結果に反対する意見がほぼ全てとなり、文部科学省のウェブサイトにも「事業仕分けの結果を踏まえ検討を行ってきたが、各大学による借入れは附属病院施設・設備整備のコストの上昇を招き、地域医療の最後の砦である国立大学附属病院の施設・設備整備に必要な資金の確保を困難にし、地域医療水準の格差を生じさせる可能性が高く、行政改革の観点からも地域医療政策の観点からも慎重な検討が必要であり、当面存続することとしたい。」という取り組み方針が公表されました。
- 平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」では、施設費貸付事業について「事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の現状にかんがみて当面継続する。」という決定がなされました。また組織については「国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。」とされました。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

【事務・事業の見直し】

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	平成23年9月1日 時点実施状況
施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し（承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性和資金調達の現状にかんがみて当面継続する。	事業については将来的に廃止する方向で検討しているが、当面必要な事業を行うため23年度は関連予算を計上。
施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し（旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性和資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。	事業については将来的に廃止する方向で検討しているが、当面必要な事業を行うため23年度は関連予算を計上。
	事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。
高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。	23年度限りの廃止に向けて、教員に再就職等を促しているところであり、23年7月1日時点で、4名の教員のうち、1名の教員が私立大学へ転職済。
		22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	平成23年9月1日 時点実施状況
保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運営業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運営業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。	キャンパス・イノベーションセンターの土地・建物について、土地は、東京地区は東京工業大学、大阪地区は大阪大学がそれぞれ所有し、かつ、それぞれの建物は、約半分を国立大学財務・経営センター、残り半分を両大学がそれぞれ所有している。現在、両大学とも国立大学財務・経営センターが区分所有する建物を取得する希望を持っていることから、平成23年度末までの経過措置期間終了後における両大学への売却・移管等に向けた準備を進めている。
事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等については、我が国における学術の交流、学術情報の発信等という学術総合センターの目的に鑑み、公的主体が所有することが望ましいとの結論に達したため、本年3月に自治体（千代田区）に対して売却を打診したが、購入意思がなく断られた。 このため、適切な条件を整理した上で、自治体以外の民間等への売却を進めることとしているが、複数の不動産事業者に打診したところ、管理コスト等の問題から否定的な回答が寄せられており、民間への売却の可能性と並行して、学術総合センターの他の区分所有権者への売却を検討している。
	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	大学評価・学位授与機構とともに国立大学財務・経営センターが保有する学術総合センターの一部を、本年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共有化を図っている。

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	平成23年9月1日 時点実施状況
法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。	本年2月に発足した第6期中央教育審議会大学分科会では、大学の教育の質の保証・向上の観点から、大学の活動支援の在り方等についての検討を開始しており、他方、政府全体では独立行政法人制度の抜本的見直しの検討が進められている。これらの検討と並行して、当面継続することとされた国立大学財務・経営センターの施設費貸付事業等の実施主体の在り方等についても、大学の活動支援の在り方等や独立行政法人制度の抜本的見直しの検討の結果を踏まえ、平成23年度中を目処に結論を得るべく検討を進めることとしている。その結論を得た上で、独立行政法人国立大学財務・経営センターを廃止することとしている。

○平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」では、当センターについて、「国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。」という決定がなされました。なお、当センターに係る当該閣議決定の内容は次のとおりです。

文部科学省

【大学入試センター、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

- 大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。
- 国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。
- 統合後の法人については、学位授与に係る手数料の引上げ等により、自己収入比率を高め、将来的に運営費交付金に頼らない構造での運営を目指す。
- 日本学生支援機構については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得る。なお、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る。

(2) 金利リスク

当センターにおいては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備及びキャンパス移転整備について、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金を貸し付ける施設費貸付事業を行っています。施設費貸付事業の財源は財政融資資金借入金及びセンター債券により調達した資金となります。

このセンター債券に係る資金については、貸付期間が調達期間を上回ることとなり、債券借換時の金利リスクを負うこととなります。また、貸付の償還条件は1年据置後9年間半年賦元金均等償還ですが、調達の償還条件は満期一括償還であり、回収原資の再運用時の金利リスクが存在します。

これらのリスクに対応するため、附属病院の設備の設置に必要な資金の貸付については金利見直し制度を導入するとともに、平成23年度の貸付は財政融資資金借入金金利に0.2%上乘せした金利で貸し付けることとしています。

(3) 旧国立学校特別会計からの承継債務

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しており、平成23年3月末時点で496,877百万円の債務残高があります。

この承継債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が、当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行うこととなっています。なお、国立大学法人が負担する際の金利、償還期間と当センターが財政融資資金に償還する際の金利、償還期間は一致しており、金利リスクは存在していません。

この承継債務の償還確実性を確保するため、同条第3項により、文部科学大臣が定める国立大学法人は当センターの承継した債務を保証することとされています。

(4) 流動性リスク

市場の混乱等により、当センターの資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当センターの資金調達費用が増加する可能性があります。当センターでは、資金繰り状況を常に把握するとともに、取引銀行との間に101億円の短期借入金枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

(5) 事務リスク

当センターは、役職員が正確な業務を怠る、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。当センターでは、内部監査室を設置し、センター業務が適正に行われているか監査を行うとともに、職員に対する事務手続きにおけるチェックの徹底、教育の実施などを通じ、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っています。

(6) システムリスク

当センターは、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。当センターでは、情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害等の未然防止及び情報システムの維持向上に努め、システムリスクの極小化を図っています。

4. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析

(1) 平成22年度末における財政状態について

当センターにおける法人単位の総資産額は、922,022百万円となっています。これを勘定別にみますと、施設整備勘定の914,140百万円が全体の99.15%を占めています。さらに施設整備勘定における資産のうち、承継債務負担金債権が496,877百万円であり法人単位の総資産額の53.89%を占めています。一方、負債についても資産と同様に施設整備勘定が全体の99.96%を占めています。これらは、平成16年4月1日の法人化に伴い国立学校特別会計の有していた財政融資資金に対する債務を当センターが一括して承継するとともに、国立大学法人法附則第12条第1項により、当該債務の償還財源を実質的に負担する国立大学法人に対し、当センターが当該債務相当額の債権を法律上持つこととなったためです。

〈各勘定別の財政状態〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
資産の部	7,882	914,140	922,022
負債の部	333	883,388	883,721
純資産の部	7,549	30,752	38,301
負債純資産合計	7,882	914,140	922,022

(2) 平成22年度における経営成績について

当センターの法人単位全体における経常費用は、30,290百万円となっています。これを勘定別にみますと施設整備勘定の29,683百万円が法人単位全体の98.00%を占めています。

一方の経常収益においては、法人単位全体で26,631百万円、経常費用と同様に施設整備勘定における25,999百万円が法人単位全体の97.63%を占めています。

さらに法人単位全体の当期総利益は31百万円となっております。

〈各勘定別の経営成績〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
経常費用	607	29,683	30,290
経常収益	632	25,999	26,631
経常利益	25	△ 3,684	△ 3,659
当期純利益	15	△ 3,684	△ 3,669
当期総利益	31	0	31

(3) 平成22年度におけるキャッシュフローの状況について

当センターの法人単位全体における業務活動によるキャッシュフローは、37,573百万円の

増加、投資活動によるキャッシュフローは3,761百万円の減少、財務活動によるキャッシュフローは38,215百万円の減少となっています。その結果、資金は4,403百万円減少となり、資金期末残高は9,160百万円となっています。

〈各勘定別のキャッシュフローの状況〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
業務活動によるキャッシュフロー	107	37,466	37,573
投資活動によるキャッシュフロー	△ 3	△ 3,758	△ 3,761
財務活動によるキャッシュフロー	—	△ 38,215	△ 38,215
資金増加額(△減少額)	104	△ 4,507	△ 4,403
資金期首残高	189	13,373	13,563
資金期末残高	294	8,866	9,160

(4) 平成22年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の業務運営に関して国民が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人会計基準に基づく財務書類として作成しています。

行政サービス実施コスト計算書は「独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト」との特有の観点から、損益計算を通じない場合の減価償却相当額や国の資産を利用する場合の機会費用など、損益計算書には計上されないが広い意味で最終的に国民の負担に帰すべきコストを集約表示しています。

当センターの法人単位全体における行政サービス実施コストは、4,577百万円となっています。なお、施設整備勘定の行政サービス実施コストは全て業務費用となっています。

〈各勘定別の行政サービス実施コスト計算書〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
I 業務費用	491	3,684	4,175
II 損益外減価償却相当額	282	—	282
III 引当外賞与見積額	1	—	1
IV 引当外退職給付増加見積額	24	—	24
V 機会費用	95	—	95
VI 行政サービス実施コスト	893	3,684	4,577

(5) 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

財政投融資を活用している事業については、将来の国民負担がどの程度になるかを明らかにする等のため政策コスト分析を行っており、分析結果については当センターのウェブサイトより公表しています。

分析に当たっては、一定の前提条件（金利、事業規模、利用見込みなど）を設定して、各財投機関が財政投融資を活用している事業について、将来にわたるキャッシュフロー等を推計し、それに基づいて、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を試算しています。

区 分	政策コスト	分析期間
平成23年度	5億円	29年間

政策コスト分析については、279頁「第5 経理の状況 6.平成22年度政策コスト分析」に掲載しています。